

おおとり い やま い せき
史跡大鳥井山遺跡の追加指定及び名称変更

- | | | | |
|---|------|-----------------------------|---|
| 1 | 名 称 | (新名称) | 大鳥井山遺跡 ^{つけたりじんだてい せき} 附 陣館遺跡 |
| | | (旧名称) | 大鳥井山遺跡 |
| 2 | 所在地 | (追加指定) | 秋田県横手市金沢中野字根小屋 4 0 番 1 外 3 6 筆 |
| | | (既指定) | 秋田県横手市大鳥町 8 4 番外 6 6 筆
秋田県横手市新坂町 3 番 4 外 6 5 筆 |
| 3 | 面積 | 122, 997. 23 m ² | |
| | | (追加指定部分) | 30, 112. 94 m ² (既指定部分) 92, 884. 29 m ² |
| 4 | 所有者 | 横手市ほか | |
| 5 | 指定基準 | 史跡の部 二 | |
| 6 | 説明 | | |

本追加指定及び名称変更は、平成22年2月22日に国史跡に指定された大鳥井山遺跡に陣館遺跡を追加指定し、併せて名称を変更するものである。

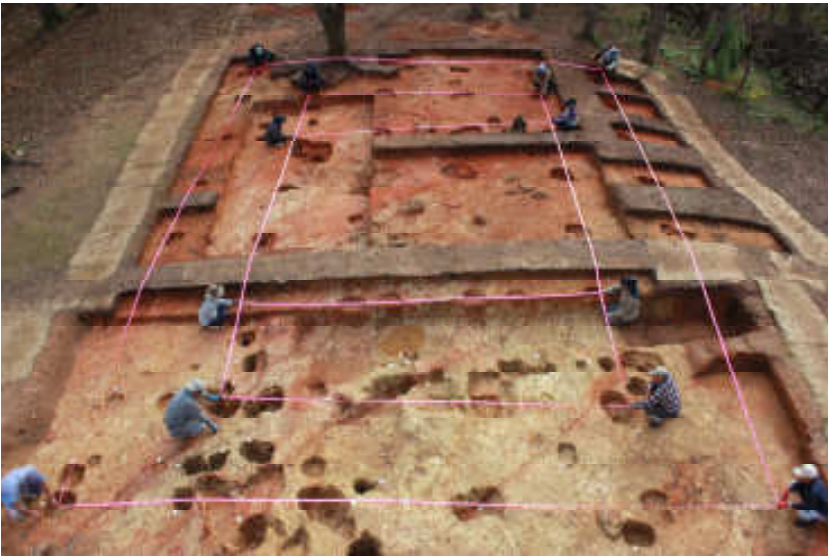
大鳥井山遺跡は、11世紀に奥州を支配した清原氏関連の遺跡である。西・北・南の三方を川に囲まれる独立丘陵に立地し、東側には旧羽州街道^{きゅうしゅうしゅう}を挟み同時代の遺跡である台処館跡^{だいどころだてあと}がある。横手市教育委員会の発掘調査により、二重に巡る土塁と空堀の他、四面廂付掘立柱建物跡^{しめんびさしつきほったてぼしらたてもものあと}や街道側に面する山の斜面部には帯曲輪状^{おびぐるわ}の複数の段状地形が確認され防御性の高い居館であることが分かった。このような遺跡の構造は、奥州藤原氏の拠点「平泉館^{ひらいずみだて}」とされている柳之御所遺跡^{やなぎのごしょ}など12世紀の東北地方に造られた居館と類似しており、後の平泉文化に影響を与えたと考えられている。

陣館遺跡は、JR奥羽本線横手駅から北に7.2km、同後三年駅から北東3kmにある通称「陣館」と呼ばれる標高91mの小起伏山地上に立地する。遺跡の東側には旧羽州街道を挟み金沢城跡^{かねざわじょうあと}があり、いずれの遺跡も日本史に大きな影響を与えた後三年合戦^{ごさんねん}(永保3年～寛治元年/1083～1087)の決戦地である金沢柵^{かねざわのさく}の推定地として伝えられてきた。平成22年から26年まで横手市教育委員会により発掘調査が行われ、大鳥井山遺跡と同様の段状地形や、大鳥井山遺跡の四面廂付掘立柱建物跡^{しめんびさしつきほったてぼしらたてもものあと}と同時期・同規模の建物跡、街道からそこへ至る道路跡や当時貴重品とされた内耳鉄鍋^{ないじてつなべ}なども確認された。

以上のように陣館遺跡は、11世紀後半の清原氏に関連する遺跡であり、大鳥井山遺跡とともに奥州の中世社会の成立を知る上で重要であることから、追加指定することによって一体的な保護を図ろうとするものである。



陣館遺跡・金沢城跡全景



四面庇付掘立柱建物跡全景



斜面部道路跡

参考資料

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（抄）

昭和二十六年五月十日
文化財保護委員会告示第二号
平成七年三月六日 一部改正
文部省告示第二十四号

史跡

次に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、且つ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値あるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、我が国文化の象徴たるもの